独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおける
部門システム並びに院内ネットワーク更新等に係るコンサルティング
業務委託の公募の公示

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター(以下「当院」という。) 部門システム並びに院内ネットワーク更新等に係るコンサルティング業務(以下「コンサル業務」という。)の請負業者を公募することといたしますので、希望する者は次のとおり企画書及び委託料等にかかる見積書(以下「見積書」という。)を提出願います。

令和8年10月7日

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター
院長　女屋　光基

1. 事業概要

(1)事業名

独立行政法人　国立病院機構　久里浜医療センターにおける部門システム並びに院内ネットワーク更新等に係るコンサルティング業務

(2)運営内容

仕様書のとおり

(3)契約期間

契約締結日から令和10年2月28日まで

2. 参加資格

(1) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者及び独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規定(平成27年規定第63号)第2条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

なお、未成年者、被保佐人又は非補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止期間等を適用する。

一　契約の履行に当たり、故意に設計、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
五　正当な理由なく契約を履行しなかった者
六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
七　前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
八　前各号に類する行為を行った者

（3）（2)に該当する者を代理人として使用しない者

（4）　厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東甲信越地域における競争参加資格の再認定を受けていること。)

（5）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者((4)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

（6）競争参加資格申請書の提出期限の日から開札のときまでの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

（7）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（8）その他、企画競争説明書による。

3. 交渉権者及び契約価格の決定方法

（1）契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な見積書を提出した者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、提出した見積書の価格及び企画書の評価が最も高かった者から順に交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)の申込の価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

　第一交渉権者決定後はそのものと直ちに交渉をし、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

（2）企画書の評価基準(詳細については企画競争説明書を参考)

① 本業務に係る事業実績
② コンサル業務に係る計画、提案内容の実現性　等
③ ①、②について、提出した企画書を基にプレゼンテーションを実施すること。

4. 手続等

(1)担当部署

〒239－0841　神奈川県横須賀市野比5－3－1
独立行政法人国立病院機久里浜医療センター　事務部　企画課　契約係長

電話　046－848－1550(内476)

(2)説明書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和8年10月7日(水)から令和8年10月23日(金)17時00分まで

(ただし、土日祝日は除く。)

② 交付場所

「(1)」に同じ

(3)企画書及び見積書の提出期限

① 提出期限:**令和8年10月23日(金)17時00分**まで

② 提出場所及び方法

提出場所 「(1)」に同じ

提出方法 持参又は書留による郵送

なお、企画書は6部提出すること。

(4)プレゼンテーション及び見積書開封の日時、場所

プレゼンテーション:**令和8年10月28日(水) 15時00分** 当院研修棟1階研修室1

見積書開封 :**令和8年10月29日(木) 13時30分** 当院研修棟1階研修室1

見積書開封は参加者又はその代理人又はその復代理人が出席して行うものとする。従って公募型企画競争参加者又はその代理人又はその復代理人が立ち会わないときは、当契約に関係のない当院職員を立ち会わせてこれを行うので、開札日の前日までにその旨連絡すること。

4. その他

(1)手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)見積の無効

本公告に示した参加資格のない者の提出した見積書、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者の提出した見積書及び条件に違反した見積書は無効とする。

(4)契約書作成の要否 要

(5)関連情報を入手するための照会窓口 上記3. (1)に同じ。

(6)詳細は企画競争説明書による。